

農業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（抜粋）

法 務 大 臣
国家公安委員会
外 務 大 臣
厚生労働大臣
農林水産大臣

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）を踏まえ、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、法第 2 条の 3 第 1 項の規定に基づき定められた「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）にのっとり、農業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「運用方針」という。）を定める。

2 特定産業分野における人材の不足の状況（当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況を含む。）に関する事項

（3）受入れの必要性（人手不足の状況を判断するための客観的指標を含む。）

農業分野では、「食料安全保障強化政策大綱（改訂版）」（令和 5 年 12 月 27 日食料安定供給・農林水産業基盤強化本部決定）において、「平時から食料安全保障を確保し、いつでも必要な食料を供給できるようにするためには、農地・水等の農業資源、担い手、技術等の生産基盤を確保する必要がある。一方で、国内全体の人口減少が不可避となる中、持続的な食料供給を確保するためには、食料供給を担う者の確保を図りつつも、それでもなお少ない人数となった場合に備え、これに対応可能な生産基盤に転換していく必要がある。」としており、今後も現在の農地の総量確保を見込むこととした場合、令和 10 年度に必要な就業者数（基幹的農業従事者）を推計すると、約 124 万人となる。

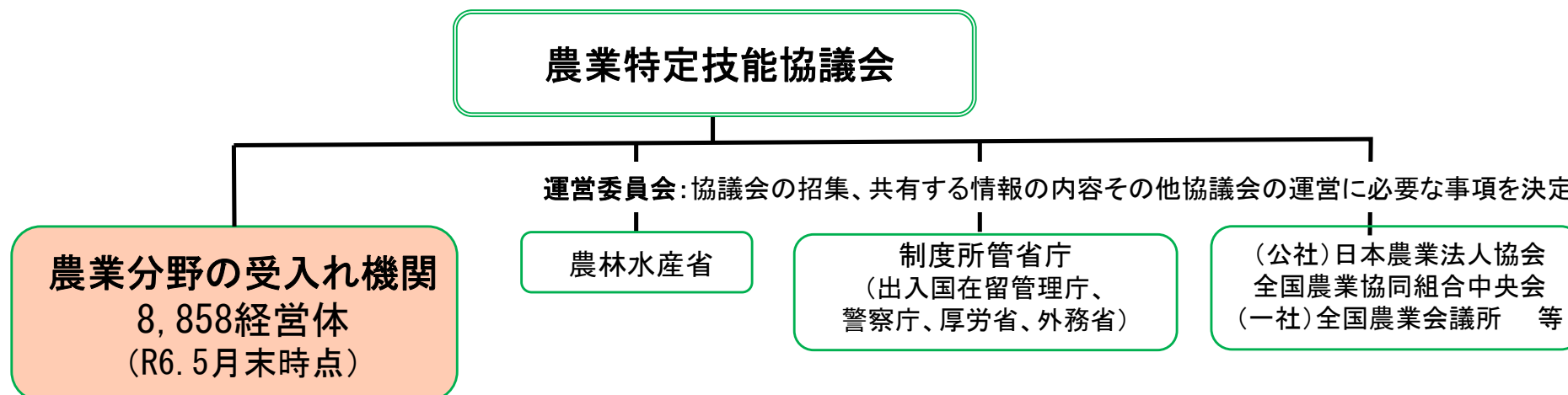
この点、令和 4 年度における農業分野の有効求人倍率は 1.85 倍（農耕作業員 1.59 倍、畜養作業員 2.72 倍）と、全平均の 1.19 倍と比較し、0.66 ポイント高く、同分野の人材確保は困難な状況にある。同分野における現時点（令和 5 年度）の就業者数 116 万人は、将来的な就業者数の減少見込みを踏まえると、令和 10 年度には 91 万人となる見込みであり、同年度には 32 万 8,000 人程度が不足することになる。

こうした現状に対応するため、上記（2）の取組を進めているが、それでもなお相当程度の人手不足が見込まれる。かかる状況の下、食料安全保障を確保しつつ、持続的な食料供給を行っていくためには、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることにより、我が国の農業の存続・発展を図ることが必要不可欠である。

（4）受入れ見込数

農業分野における令和 6 年度からの向こう 5 年間の受入れ見込数は最大で 7 万 8,000 人であり、これを令和 10 年度末までの 5 年間の受入れの上限として運用する。当該受入れ見込数は、農業分野において、令和 10 年度には 32 万 8,000 人程度の人手不足が見込まれる中、生産性向上や国内人材確保の取組（5 年間で 25 万人程度）を行ってもなお不足すると見込まれる最大 7 万 8,000 人を 1 号特定技能外国人の受入れ上限として運用するものであり、過大なものとはなっていない。

- 制度の適切な運用を図るため、農林水産省が平成31年3月27日に設置。
- 協議会においては、構成員の連携の緊密化を図り、各地域の事業者が必要な特定技能外国人が受け入れられるよう、制度や情報の周知、法令遵守の啓発、地域ごとの人手不足の状況を把握しての必要な対応等を実施。
- 農業分野の受入れ機関は令和6年5月末時点で8,858経営体。



活動内容

- ① 特定技能外国人の受入に係る制度の趣旨や優良事例の周知
- ② 受入に係る人権上の問題等への対応
- ③ 特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発
- ④ 特定技能所属機関の倒産時等における特定技能外国人に対する転職支援（特定技能所属機関等が支援義務を果たせない場合における情報提供等の必要な協力）
- ⑤ 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握及び分析
- ⑥ 地域別の人手不足の状況の把握及び分析
- ⑦ ⑥を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整（看過しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏での受入の自粛要請及び大都市圏の特定技能所属機関による特定技能外国人の引抜きの自粛要請等を含む）
- ⑧ 特定技能所属機関に対する協議会の会員であることの証明
- ⑨ 受入の円滑かつ適正な実施のために必要なその他の情報、課題等の共有、協議等

※1 全国9ブロック（北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州、沖縄）にて「地域協議会」も設置。（活動内容は⑧を除く）

※2 農業特定技能協議会に加入した受入れ機関は、追加の加入申請をすることなく所在の都道府県を管轄する地域協議会の構成員にもなります。

○農林水産省告示第三百二十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号及び法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動の項の下欄第七号並びに特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号）第二条第一項第十三号及び第二項第七号の規定に基づき、平成三十一年農林水産省告示第五百二十四号（特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号及び第二項第七号の規定に基づく農業分野に特有の事情に鑑みて定める基準）等の一部を次のように改正する。

令和六年二月十五日

農林水産大臣 坂本 哲志

（平成三十一年農林水産省告示第五百二十四号の一部改正）

第一条 平成三十一年農林水産省告示第五百二十四号の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）を削る。

改正後	改正前
農業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号及び第二項第七号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の私の機関（第一号にあつては、当該機関が法人である場合は、当該機関又はその業務を執行する役員）が次のいずれにも該当することとする。 一・二 （略） 三 農林水産省が設置する農業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。 四〇七 （略）	農業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号及び第二項第七号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の私の機関（第一号にあつては、当該機関が法人である場合は、当該機関又はその業務を執行する役員）が次のいずれにも該当することとする。 一・二 （略） 三 農林水産省が設置する農業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。 ただし、特定技能外国人を受け入れていない場合にあつては、特定技能外国人を受け入れた日から四月以内に協議会の構成員となること。 四〇七 （略）

事 務 連 絡
令和 6 年 6 月 7 日

公益社団法人日本農業法人協会
全国農業協同組合中央会
全国農業会議所

} 御中

農林水産省経営局就農・女性課

農業特定技能協議会の加入フォームの変更について（お知らせ）

令和6年2月15日の告示改正により、特定技能協議会への加入時期が見直され、同年6月15日以降、初めて特定技能外国人を受け入れる場合であっても、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、特定技能協議会の構成員であることを明らかにする書類の提出が必要になります。

これに伴い、農業分野における特定技能協議会の加入について、入力フォームのリニューアルを行い、令和6年6月14日（金）13時00分より運用を開始いたします。

つきましては、上記に係る御案内を農林水産省ホームページに掲載いたしましたのでお知らせいたします。また、関係機関等への周知をお願いいたします。

掲載先

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/foreigner/new.html#kyougikai>

（本件連絡先）

農林水産省経営局就農・女性課 小笠原、岩崎 多川

Tel : 03-6744-2159（直通）

E-mail : takashi_ogasawara180@maff.go.jp

kenichi_iwasaki790@maff.go.jp

ryunosuke_tagawa590@maff.go.jp

農業特定技能協議会への入会の流れ

令和6年2月15日の告示改正により、特定技能協議会への加入時期が見直され、受入れ企業が初めて特定技能外国人を受入れようとする場合には、受入れの前に特定技能協議会に加入することが義務付けられることになりました。

ステップ 1

入会申請フォーム(※)への入力

- 農林水産省ホームページの協議会入会申請フォームに、必要事項(氏名・名称、住所等)を入力・申請

(※) 入会申請フォームは、農林水産省ホームページ(<https://www.maff.go.jp/j/keiei/foreigner/new.html>)にて公開中



ステップ 2

申請内容の確認

- 農林水産省において申請内容を確認するとともに、必要に応じ、入力者宛に連絡(電話又は電子メール)



ステップ 3

協議会への入会完了(※地域協議会にも同時加入)

- 申請者宛に「**加入通知書**」を電子メールで送付



地方出入国在留管理局への申請